平成２２年（フ）第３０３号
香川県高松市香川町川東上1576番地
債務者　中條　健伸
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
香川県仲多度郡まんのう町四條552番地８
債務者　道久　耕平
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０９号
香川県善通寺市原田町1516番地12
債務者　片山　友裕
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４１号
山口県山陽小野田市大字厚狭1857番地10
債務者　長井　　泰
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４号
徳島県阿南市富岡町西石塚38番地１
債務者　山岡　　諭
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８０８号
北九州市八幡東区山路１丁目８番12号
債務者　白石　　清
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０９号
北九州市八幡東区山路１丁目８番12号
債務者　白石　千里
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８４号
宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢26番地31
ボナールハイツ102号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２０号
仙台市青葉区二日町14番22号　コーポユタカ205
債務者　高橋　潔子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９２号
仙台市青葉区台原４丁目16番６号　ひまわり館105　加藤方、住民票上の住所仙台市青葉区堤町３丁目14番３号
債務者　森　　幸博
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０２号
仙台市若林区霞目２丁目１番31―302号
債務者　只野　　明
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０３号
仙台市若林区霞目２丁目１番31―302号
債務者　只野真由美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９９８号
神戸市須磨区月見山本町１丁目６番21号龍美ビル403号
債務者　遠山　朋美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
神戸市灘区友田町３丁目１番12号
債務者　佐伯　　透
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６２号
神戸市須磨区大田町３丁目３番７号ドミール大田201号
債務者　橋詰　一雄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７１号
神戸市灘区鶴甲２丁目３番２―404号、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目６番22―303号
債務者　栗栖　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８６号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住５―304号
債務者　國次　礼子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部